

台北日本人学校いじめ防止基本方針

令和5年10月16日策定
令和6年 4月 8日改定
令和6年12月 5日改訂
令和7年 4月 7日改訂

〇いじめのない学校づくりに向けて

すべての教職員が、「いじめは絶対に許されない」「いじめはいじめる側が悪い」ということや、「いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こり得る」ということを強く認識し、いじめのない学校づくりに向けて学校組織をあげて取り組みます。

また、「いじめ防止基本方針」の内容を熟知した上で、積極的にいじめ防止に取り組み、全児童生徒が生き生きとした学校生活を送れる環境を築いていきます。

<目 次>

1	いじめ防止に向けた台北日本人学校の考え方	2
(1)	いじめの定義	
(2)	いじめ防止等に向けての基本理念	
2	いじめ防止等に関する取り組み	2
(1)	いじめの未然防止に向けて	
(2)	いじめの早期発見に向けて	
(3)	いじめへの対応～早期解決に向けて～	
	<u><いじめ問題に関する対応の流れ></u>	
(4)	家庭や関係機関との連携	
3	いじめ防止等の対策のための組織について	4
4	いじめの解消	5
5	R7いじめ防止対策年間計画	5
6	重大事態への対応	6
(1)	重大事態の定義	
(2)	重大事態への対応	
7	いじめ防止対策の点検・見直し	6

資料：【いじめの未然防止・早期発見のためのチェックリスト】

1 いじめ防止に向けた台北日本人学校の考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。（法第2条）

(2) いじめ防止等に向けての基本理念

○「学校経営基本方針」を受けて

いじめはどの集団、どの学級、どの児童生徒にも起こりうる最も身近で深刻な人権侵害案件であり、人として絶対に許されない行為である。子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。そのいじめを防止するために、特定の児童生徒だけの問題とせず、学校全体、さらに広く保護者や地域社会全体で真剣に取り組んでいく必要がある。

2 いじめ防止等に関する取り組み

(1) いじめの未然防止に向けて

○いじめはどの子どもにも起こり得るという事実を踏まえ、未然防止に向けた取り組みの充実を図る。

- ・人権教育及び道徳教育全体計画に位置づけるとともに、道徳の授業を中心としたあらゆる場面において「いじめ根絶」を推進する。
- ・児童生徒一人一人に対して、いじめの問題を自分自身の問題として強く認識させ、「いじめを許さない心」や「いじめを起こさない力」を育成することで、自ら解決を図れるよう、特別活動や児童会・生徒会活動、課外活動において、「いじめ防止」に向けた児童生徒の主体的な活動を推進する。
- ・各教科において「言語活動」を充実させ、コミュニケーション能力向上や思いやりの心の育成を図る。
- ・児童生徒や保護者との信頼関係を基礎として、いじめを絶対に許さない学校態勢にする。
- ・教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないよう、教職員の人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払う。

(2) いじめの早期発見に向けて

○いじめは大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを教職員一人一人が強く認識し、些細な兆候であっても、いじめの疑いをもち、積極的に認知することでいじめの早期発見に努める。

- ・児童生徒の声に耳を傾け、行動を注視し、些細な変化を見逃さないようにする。
- ・いじめの疑いがあることを認識した場合には、決して抱え込むことなく組織的な対応を図る。
- ・日常の学校生活から教職員が児童生徒の身近にいるよう心掛け、児童生徒との信頼関係を構築し、いじめを相談しやすい体制を整える。
- ・児童生徒、保護者からのいじめの相談・通報の窓口を明確にする。

- ・ いじめ防止アンケート（月１回）、生活アンケートや教育相談（年２回、担任との個別面談、全児童生徒対象）を実施し、いじめの早期発見に努める。
- ・ 職員間の情報共有を密にする。
- ・ 保護者との面談や懇談会を通して情報共有や、保護者に対し講演会等の啓発活動を行う。

<具体的ないじめの態様例>

- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(3) いじめへの対応～早期解決に向けて～

○いじめの相談、情報を得た段階で、教職員は、個々や一部の部署で抱え込むことをせず、情報共有と組織的対応、支援・指導を行う。

※組織的な対応→★「いじめ対応フローチャート」参照

<いじめ問題に関する対応の流れ>

いじめ情報のキャッチ → 担任・学年担当・児童生徒指導による情報共有
 → 正確な事実確認 → 管理職への報告・関係保護者への連絡 → 「いじめ問題検討会議」
 → いじめ認定 → 「いじめ防止対策委員会」の開催 → 調査方針・分担の決定
 → 事実関係の把握と整理 → 保護者への連絡、関係機関への報告
 ※重大事態認定 → ★「いじめ重大事態認定後の対応フローチャート」参照
 → 指導方針の決定・指導体制の確立 → いじめ解決への指導・支援
 → 保護者、関係機関との連携 → 継続指導・経過観察

- ・ いじめられている児童生徒に対して「絶対を守る」という学校姿勢を示し、心のケアと安全確保に努める。
- ・ いじめられている生徒や保護者の立場に立った対応を常に行う。
- ・ いじめの疑いがあることを認識した場合には、その場でその行為を止めさせたことのみで安易に解決したと思い込むことなく、組織的かつ継続的な対応を図る。
- ・ いじめたとされる児童生徒に対しては事情を確認した上、行為の善悪をしっかりと理解させるとともに反省させ、二度といじめることのないよう、組織で適切な指導を行う。
- ・ いじめられている、いじめたとされる児童生徒双方の保護者に対して、学校組織として説明責任を果たしつつ、学校と保護者が一致協力していじめの解決に向け取り組めるよう努める。

3 いじめ防止等の対策のための組織について

- 「いじめ問題検討会議」、「いじめ防止対策委員会」を組織し、いじめの起こらない学校づくりに向け、様々な教育活動を通じた未然防止対策を行う。
- いじめが疑われる事態を把握した際には、早期の解決に向け組織的に対応する。
- 「いじめ防止対策委員会」は、いじめの問題への取り組みが計画的に進んでいるかどうかのチェック等を行い、『台北日本人学校いじめ防止基本方針』をはじめとした学校の取り組みが実効あるものとなるよう改善を図る。

(1) 生徒指導部会・学部会（未然防止・早期発見の対策に関わる部会）※定期開催

①構成メンバー

- ・生徒指導部会：児童生徒指導主任、特別支援担当、各学年児童生徒指導担当、等
- ・学部会：各（小中）学部教員

②実施する取り組み

ア. 未然防止対策

- ・いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり
- ・日常から児童生徒の学校生活での動向等の情報交換を密にし、教職員の共有化を図る。
- ・いじめの未然防止に向けての全体指導計画の立案と改善
- ・いじめ相談窓口の設置と教育相談体制のチェック
- ・生徒理解やいじめ防止、人権等に関わる教職員研修の企画、立案
- ・要配慮生徒への支援方針決定
- ・「いじめ防止に向けた年間計画」の作成やPDCAサイクルでの検証

イ. 早期発見対策

- ・いじめの状況を把握するためのアンケートの実施と結果分析・共有
- ・情報交換による生徒の状況の共有

(2) 「いじめ問題検討会議」 （定例は月1回）※随時

①構成メンバー

校長・教頭・教務・児童生徒指導担当・養護教諭・該当学年主任・当該担任等

②実施する取り組み

- いじめの疑いがある場合は直ちに本会議を開催する。
- いじめ事案に対して、学校の中核となり、組織的な取組を行う。
- 情報の迅速な共有、関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握
- ・情報の共有、精査
- ・「いじめ」であるか否かの判断

(3) 「いじめ防止対策委員会」 ※随時

①構成メンバー

校長・教頭・教務・児童生徒指導担当・養護教諭・特別支援主任・学年主任
当該学年教員・S.C.・日本人会等

②実施する取り組み

- いじめに関する情報の収集や整理、対応に関する役割分担の中核となる。
- 「いじめの重大事態」の発生時に、調査・判断・対応の中核となる。
- ・いじめを受けた児童生徒に対する支援、いじめを行った児童生徒に対する指導支援の体制、対応方針の決定と保護者への報告、連携などの対応を組織的に実施する。
- ・会議録、報告書を作成・保管し、進捗の管理を行う。
- ・継続指導、経過観察、再発防止に組織として努める。

4 いじめの解消

○いじめが『解消している』状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある

- ・ いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること。
- ・ いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

5 【R7いじめ防止対策 年間計画】

○「いじめ防止対策」年間計画の整備

学校全体で組織的、計画的にいじめ問題に取り組む必要があるため、年度当初に組織体制を整える。

教職員研修、生徒指導、保護者との連携などに留意し、総合的にいじめ対策を推進する。

	行 事 ・ 活 動	
4月	○始業式 ○入学式 ○身体計測 ○学級懇談会 ○いじめ問題検討会議 ○いじめ防止職員研修	児童生徒理解、保護者との連携と情報収集
5月	○教育相談強化週間 ○いじめ防止アンケート ○いじめ問題検討会議 ○児童生徒会集（朝）会 ○校外行事 ○児童生徒理解研修 ○特別支援研修	生徒の主体的活動、児童生徒の状況把握、
6月	○いじめ防止アンケート ○いじめ問題検討会議 ○児童生徒会集（朝）会 ○全校授業公開 ○校外学習 ○デジタルシティズンシップ講座 ○いじめ防止職員研修	保護者との連携と情報収集、児童生徒の主体的活動
7月	○児童生徒会集（朝）会 ○個人懇談 ○いじめ問題検討会議 ○小学部ミュージックフェスティバル ○中学部合唱コンクール	保護者との連携と情報収集、 児童生徒の状況把握、
8月	○教育相談強化週間 ○いじめ防止アンケート ○いじめ問題検討会議	児童生徒の主体的活動、児童生徒の状況把握
9月	○教育相談強化週間 ○いじめ問題検討会議 ○児童生徒会集（朝）会	保護者との連携と情報収集 児童生徒の主体的活動、児童生徒の状況把握
10月	○いじめ防止アンケート ○いじめ問題検討会議 ○児童生徒会集（朝）会○SF	児童生徒の主体的活動、児童生徒の状況把握
11月	○いじめ防止アンケート ○いじめ問題検討会議 ○児童生徒会集（朝）会 ○全校授業公開 ○いじめ防止職員研修	児童生徒の主体的活動、児童生徒の状況把握
12月	○いじめ問題検討会議 ○児童生徒会集（朝）会 ○人権学習（人権週間） ○個人懇談	保護者との連携と情報収集、児童生徒の主体的活動
1月	○いじめ防止アンケート ○いじめ問題検討会議 ○児童生徒会集（朝）会 ○校外学習 ○いじめ防止職員研修	児童生徒の主体的活動、児童生徒の状況把握
2月	○いじめ防止アンケート ○いじめ問題検討会議 ○児童生徒会集（朝）会 ○学級懇談会 ○年度末反省・新年度方針	保護者との連携と情報収集、児童生徒の主体的活動
3月	○いじめ問題検討会議 ○卒業式 ○修了式 ○1年間の振り返り（組織体制や対応の流れの点検） ○新年度準備	児童生徒の主体的活動、児童生徒の状況把握
年間	○いじめ防止対策委員会（随時）の開催	児童生徒の状況把握

- ・ いじめ問題の重大性をすべての教職員が認識し、校長を中心に未然防止に組織的に取り組む。
（人権教育、道徳教育、体験教育、特別活動など）
- ・ いじめの態様や特質、原因、背景、具体的な指導上の留意点などについて、職員会議や校内研修などの場で取り上げ、教職員間の共通理解を図る。

6 重大事態への対応

★「いじめ重大事態認定後の対応フローチャート」参照

(1) 重大事態の定義

○いじめ防止対策推進法第28条第1項

- ①「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）
- ②「いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）

(2) 重大事態への対応

- ・学校設置者、台北市教育局に報告し、適切な援助を求める。
- ・学校設置者と連携し、外部専門家の協力を仰ぎながら、原則として本校のいじめ防止対策委員会が中心となり、学校組織をあげて対処する。
- ・重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、学校設置者と連携しながら、学校組織をあげて行う。
- ・生命又は身体の安全がおびやかされるような重大な事案が発生した場合は、速やかに学校設置者、文部科学省、台北市政府教育局、警察等の関係機関へ報告する。
- ・いじめを受けた児童生徒やその保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により、その説明に努める。
- ・当該児童生徒及びその保護者の意向を十分に配慮した上で、適時・適切に説明文書の配布や緊急保護者会を開催する等、全ての保護者に説明するとともに、解決に向け協力を依頼する。
- ・報告、情報の提供にあたっては、児童生徒のプライバシー保護など、関係者の個人情報に十分配慮する。
- ・解決が困難な事案については、警察や学校設置者、文部科学省などの関係機関や弁護士等の専門家を交えて対策を協議し、早期の解決を目指す。
- ・「いじめ防止対策委員会」を中心として、速やかに学校としての再発防止策をまとめ、学校組織をあげて着実に実践する。

7 いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（PDCA サイクル）。必要がある場合は、いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、改訂等の措置を講じる。

<参考> 「いじめ防止対策推進法」（文科省）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1337278.htm

「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の策定について

https://www.mext.2024.11.25go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1400142.htm

「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の改訂

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1400142_00006.htm

【いじめの未然防止・早期発見のためのチェックリスト】

●学校組織としての取り組みのポイント

チェックポイント	チェック
・「台北日本人学校いじめ防止基本方針」について、職員会議や教職員研修において共有、理解し、いじめ問題に対してどう対処すべきか、全教職員が認識している。	☐
・いじめ問題が発生した場合には、校長がリーダーシップを発揮し、速やかに「いじめ防止対策委員会」を開催し、各教職員が適切に役割分担を行い、連携して組織で対応できる体制を整えている。	☐
・「台北日本人学校いじめ防止基本方針」について、入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に周知している。	☐
・校長のリーダーシップの下、組織的な支援及び指導体制を構築し、重大事態が発生した際の適切な対応の在り方について、全ての教職員の理解を深める取り組みを行っている。	☐
・学校がいじめへの対応で判断に迷う場合等に備えて、迅速に学校の設置者に相談を行うことができるよう連携体制を整えている。	☐
・「いじめ防止対策委員会」において会議を開催した際の記録や、児童生徒への支援及び指導を行った際の記録を作成するとともに、適切に管理保存し、報告できる体制を整えている。	☐
・学校が認知したいじめへの対応を行っている中で、重大な被害が疑われる場合や、欠席が多くなり、不登校につながる可能性が高い児童生徒について、当該児童生徒の保護者に説明を行い、学校と家庭が連携して児童生徒への支援について方向性を共有できる体制を整えている。	☐
・いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校として、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知している。	☐
・いじめを重大化させないために、学校全体でいじめの防止及び早期発見・早期対応に取り組んでいる。	☐

●教職員の日頃の観察のポイント

<いじめられている児童生徒のサイン>

チェックポイント	チェック
・欠席や遅刻、早退が増える。	☐
・教師との視線が合わず、うつむいている。あいさつをしなくなる。	☐
・いつもと違う友達と登校している。	☐
・体調不良（頭痛、腹痛、吐き気等）を訴える。	☐
・欠席・遅刻・早退の理由を明確に言わない。	☐
・必要以上に保健室やトイレに行く。	☐
・授業用具、机・椅子等が散乱している。	☐

・発言すると周囲がざわつく。	☐
・授業中、ぼんやりしていて、作業が継続しない。	☐
・教科書やノート等に落書き、汚れがある。	☐
・グループ分けの際、孤立する。グループ活動中に友だちから話しかけられない。	☐
・休み時間に自分の席から離れようとししない。	☐
・わけもなく階段や廊下を歩いている。	☐
・用がないのに職員室や保健室を訪れる。	☐
・友だちとふざけ合っているが表情がさえない。	☐
・一人で片付けをしていたり、一人離れて清掃したりしている。	☐
・衣服が汚れていたり濡れていたりする。	☐
・慌てて下校する。または、いつまでも学校に残っている。	☐
・靴、上履き、かばん、傘など、持ち物が紛失する。	☐

<いじめている児童生徒のサイン>

チェックポイント	チェック
・教室や廊下などに仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。	☐
・特定の児童生徒にだけ、周りの児童生徒が異常に気を遣っている。	☐
・仲間だけが分かるようなサインや隠語を使っている。	☐
・教師が近づくと、グループの生徒が急に仲が良いふりをしたり、または不自然に分散したりする	☐

<教室でのサイン>

チェックポイント	チェック
・嫌なあだ名が聞こえる。	☐
・発言に対する笑いやヤジ、冷やかしが聞こえる。	☐
・ルールを守らない児童生徒が多い。	☐
・物が壊れる、掲示物へのいたずら、落書きがある。	☐
・持ち物にいたずらがあったり、なくなったりする。	☐
・何か起きると特定の児童生徒の名前が出る。	☐
・特定の児童生徒の机や椅子を離して座ろうとする。	☐
・配布したプリント等が、特定の児童生徒にわたっていない。	☐
・席替えの際、特定の児童生徒の隣の席になることを嫌がる。	☐
・清掃等の際、特定の児童生徒の机が運ばれない。	☐